

トメスティック・バイオレンス(DV)は最も身近な犯罪です

DVとは、配偶者・パートナー等男女間の暴力をいいます。被害者のほとんどが女性であることから、「夫やパートナー等の親密な関係にある、又は、あった男性から女性に対して振るわれる暴力」をさす事が一般的です。

様々な暴力の形態

身体的暴力

- 殴る・蹴る
- 刃物やその他の凶器になるものを振りかざし脅す
- 髪の毛をつかんで引きずり回す
- タバコの火を押しつける
- 物を投げつける
- 階段から突き落とす
- 熱い湯を浴びせる
- 首を絞める



精神的暴力

- 何でも從えと言う
- 発言権を与えない
- 外出を禁止する
- 桿を言っても無視する
- 人前で侮辱する
- 交友関係や電話の内容を細かく監視する
- 言葉でののしる
- 「別れる・出て行け・死んでやる」と脅す
- 子どもの前で「かだ・母親失格」などと罵め、見下す態度をとる



経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 外で働くことを妨害する
- 仕事に就くことを禁ずる
- お金の使い道を細かくチェックする
- 家庭の収入について何も教えない

性的暴力

- 望まない性行為を強要する
- 過剰に性慾がない
- 見たくないボルノビデオや姦語を見せる
- 隠しや暴力的な性行為をする
- 中絶を強要する

「みんなのDV」1

DVの被害者・加害者の特徴

被害者は、信頼すべきパートナーから暴力を受け、非常に傷ついています。しかし、世間体から暴力の真相を話さなかつたり、一度逃げても再び夫の元へ戻ってしまうこともあります。

加害者のあり方もまた様々ですが、暴力によって支配しようとするることは同じです。

打ちのめされた被害者

感情マヒ → 何も感じない・表情がない

绝望感 → もう逃げられない

罪悪感 → 夫の暴力は私が悪いせいだ

恐怖 → いつもおびえている

眠れない → イライラする

孤立無援、依存心 → 誰も助けてくれない、私には夫しかいない

フラッシュバック → 心とした拍子に被害状況がよみがえる



暴力により支配しようとする加害者

正当化 「妻だって暴力を振るうんです」「お互いさまです」

人当たりよい 「妻がご迷惑をおかけします」

過小評価 「軽くコントロールしてやったくらいです」

妻を非難 「この女は家事もしないで…」「妻が挑発しました」

弁解 「確かに力があったが、あれは本当の自分ではない」

否認 「ただの夫婦ケンカです」「何もしていません」

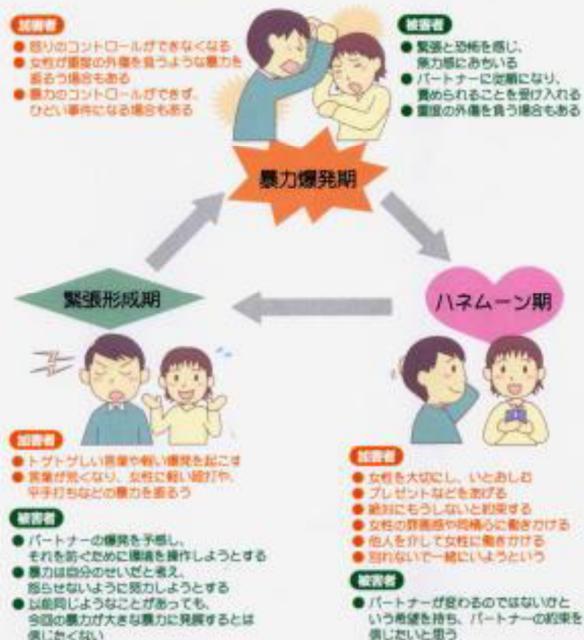
「暴力だなんて大げさです」

罪悪感なし 「妻を殴って何で悪いのだろう？」

「みんなのDV」2

DVのサイクル

DVは、3つのサイクル(周期)を繰り返す人が多いと言われています。加害者の多くは、暴力を振るった後は、一転して反省の態度をみせたり、別人のように優しなったりと言うことを繰り返し、だんだんと暴力がエスカレートしてきます。



「みんなのDV」3

DVはひとりの問題ではありません

DVが起る背景には、固定的な役割分担意識やジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)を生み出した旧来の社会的な構造があり、被害を潜在化させてきました。

どんな理由があっても許される暴力はありません。すべての暴力をなくすことは、重要な課題です。



「みんなのDV」4

出典：「夫やパートナーからの暴力対応マニュアル」(実行アシア女性基金)より

DVについてのQ&A

Q1. 暴力をふるう人は、特別な人ですか？

A1. 加害者は特別な人ではありません

暴力をふるう人に、学歴や職業などに一定の傾向はありません。職場や地域では、種やかで眞面目と思われている人が、実は家庭で暴力をふるっている場合もあります。

Q2. 被害者はなぜ暴力から逃げないのでしょうか？

A2. 被害者の「逃げない」「逃げられない」の背景には様々な問題が存在します。逃げられない理由は一つではないことが多いのです。

○暴力を振るわれている被害者は、恐怖と不安を感じ、緊張した状態で過ごしていると言われています。「逃げたら殴られるかもしれない」という強い恐怖は、被害者が家を出る決心をすることを難しくしています。

○暴力を振るわれ続けることで感情や痛みが麻痺し、暴力感を招き、逃げる気力や強さに相談する気力も持てなくなることもあります。

○激しい暴力の後に優しくみるまわれることがあるので「いつか相手は変わってくれのではないか」「暴力を振るわなくなるのではないか」と期待を抱かれたりもします。

○「逃げる」とことは、それまでの生活を全て捨て去ることになります。逃げることと家にとどまるとの選択を考え、被害者との生活にとどまるという選択をする被害者もいます。

Q3. 子どものへの影響はないですか？

A3. 子どもたちも傷ついています

両親の暴力を目撃したりして、心に大きな傷を負います。

夫の暴力が子どもに及ぶことも珍しくありません。

暴力を受けた妻自身が子どもを虐待してしまうこともあります。

暴力を見て育った子どもは暴力によるコミュニケーションを学習し、将来人間関係がうまく受け取れなくなったり、暴力の繋ぎ通勤があきてしまうこともあります。

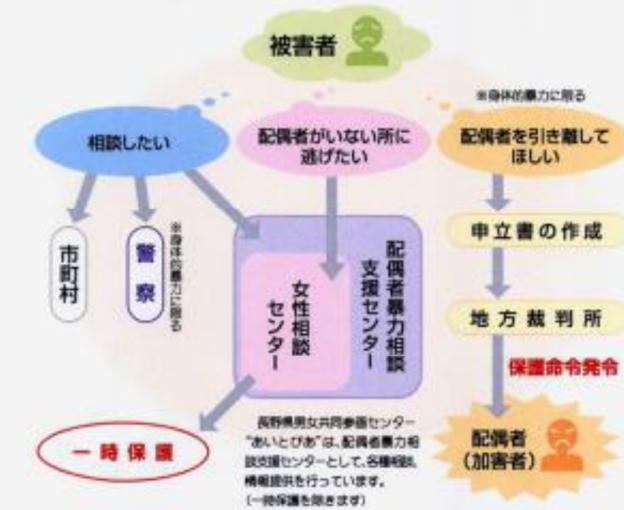
「児童虐待の防止等に関する法律」でも、児童が同居する家庭におけるDV等、児童に著しい心理的外傷を与える行為は、児童虐待であると定義されています。



「めぐみ」DV 8

DV防止法のしくみ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」により、DVに悩む被害者を支援するしくみができています。



女性に対する暴力相続のためのシンボルマーク

保護命令

接近禁止命令

被害者が被害者の身辺につきまとったり、住居・職務先などの付近をはいがいすることを、6ヶ月間禁止する命令です。

退去命令

加害者に2ヶ月、被害者とともに生活の本拠としている住居から出ていくことを命じます。

子どもへの保護命令

被害者の同伴する子どもへの接近を6ヶ月間禁止する命令です。

「めぐみ」DV 8